

## 「府民センター」の推移

### S. 17 地方官制による地方事務所設置 (S. 17. 7設置)

目的：郡部における町村指導、府政の浸透を行う総合出先機関

	府内町村数
S. 17	1 6 0
S. 38	2 0
S. 47	1 4
現 在	1 1

### S. 38 知事年頭所感 — 総合出先機関「地域センター構想」

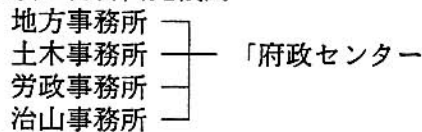
目的：①府民に直結する行政をできるだけ府民の身近なところで行う。

②地域における都市施設機能や地域開発の推進拠点

③府民の生活・文化の向上のために府民が手近に利用できる場の設置

地方課案：「府政センター」構想

①地域の総合出先機関



②広報公聴

③府民の生活・文化の向上のための場の設置

### S. 47 府民センター設置 (S. 47. 7設置)

連絡調整型の府民センターになった理由

①市町村が、問題解決を本庁に求める傾向が急速に拡大したこと。

②府域が狭小で、かつ交通手段等の発達、普及拡大により行政の現地性の利便よりも迅速性が優先されるようになったこと。

目的：①地域における広報公聴

②住民サービス活動

③府と市町村間、あるいは市町村間の連絡調整

### H. 06 府民センター廃止、地域担当理事・副理事室を設置 (H. 06. 4設置)

府民センター廃止の理由

・通信、交通機器等の飛躍的な発達、普及拡大や各市町村の行財政能力の向上などの社会経済状況の変化



・本庁を中心とした連絡調整体制の定着を生み出し、現地で総合調整を図る機関としての機能が希薄化、また、市町村事業と府民センター事業の重複競争が増大



・出先機関としての役割は一定終了したとの判断から廃止に至ったもの。

廃止に伴い業務内容の整理した結果、

・広報公聴及び住民サービスは、府税事務所に「府民情報プラザ」を整備して対応

・府内市町村との連絡調整は、体制強化を図ったうえで市町村課で一元的処理



・地域担当理事・副理事室を設置し、なお現地性が必要な業務を担当



・地域担当理事・副理事室を廃止 (H. 12. 4廃止)